

働く人の社会保障(セーフティネット)・支援制度の理解

1 各種保険制度

(1) 雇用保険制度

① 制度の概要

- ・労働者が失業した場合や自ら職業に関する教育訓練を受けた場合などに、生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業等給付や教育訓練給付を行う保険制度
- ・雇用保険は、政府が管掌する強制保険制度であり、労働者を雇用する事業は、原則として、強制的に適用される

② 適用要件・加入手続等

- ・事業所の規模に関わりなく、① 1週間の所定労働時間が20時間以上で、②31日以上雇用の見込みがある人は、全て雇用保険の被保険者となる
- ・雇用保険制度への加入は、事業主の義務であるため、加入手続は事業主が行う。雇用保険に加入している場合には、事業主から「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」「雇用保険被保険者証」が交付される
- ・事業主が加入手続をしていないと思われる場合には、労働者が自ら、ハローワークに対して、雇用保険の加入が必要であるか否かの確認を請求することができる

③ 保険料・給付の手続

- ・雇用保険の保険料は、労働者と事業主の双方が負担する。2013（平成25）年度の保険料率は、一般の事業の場合1000分の13.5であり、このうち、1000分の5を労働者が負担し、1000分の8.5を事業主が負担する
- ・離職する場合、離職前に「雇用保険被保険者証」の有無を確認し、事業主がハローワークに提出する「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」と「離職証明書」に、離職理由等の記載事項を確認した上で、記名捺印または自筆による署名をする
- ・離職後、事業主から「雇用保険被保険者離職票」が交付される
- ・雇用保険に関する各種の手続は、ハローワークで行っている。居住地を管轄するハローワークに行って手続を行う。事業主から離職票が交付されない場合や事業主が行方不明の場合等、不明なことがある場合には、居住地を管轄するハローワークに問い合わせをする

（参考：厚生労働省 HP「雇用保険制度」(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou/koyouhoken/pdf/roudousha01.pdf>)）

(2) 労災保険

① 制度の概要

- ・業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等の場合に、被災労働者や遺族を迅速かつ適正に保護するために必要な保険給付を行う（保険給付）
- ・被災労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保

などを図る（社会復帰促進等事業）

- 原則として、労働者を1人でも雇用すれば適用事業となり（国の直営事業及び官公署の事業、個人経営の農林・畜産・水産の事業でごく小規模な「暫定任意適用事業」を除く）、保険料は、全額、事業主が負担する。パートタイマーやアルバイトを含む、すべての労働者が対象になる

② 保険給付

- 業務災害に関する保険給付：労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡の場合に、保険給付が支給される
- 通勤災害に関する保険給付：労働者の通勤による負傷、疾病、障害または死亡の場合に、保険給付が支給される。通勤とは、労働者が、就業に関し、①住居と就業の場所との間の往復、②就業の場所から他の就業の場所への移動、③単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいう
- 二次健康診断等給付：定期健康診断の結果、脳血管疾患または心臓疾患に関わる検査で異常の所見が生じた場合に、脳血管・心臓の状態を把握するために必要な二次健康診断及びその結果に基づきそれらの疾患の予防のために医師・保健師によって行われる1回の保健指導に対して行われる
- 社会復帰促進等事業：①被災労働者の円滑な社会復帰の促進のための事業（義肢・車いす等の費用の支給、後遺障害に対するアフターケアの実施等）、②被災労働者及びその遺族の援護のための事業（労災就学等援護費の支給等）、③労働者の安全及び衛生の確保、保険給付の適切な給付の確保等のために必要な事業（過重労働・メンタルヘルス対策、未払賃金の立替払事業等）がある

（参照：厚生労働省 HP「労災補償」

（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/index.html）

(3) 健康保険

① 制度の概要

- わが国の医療保険制度には、労働者（被用者）とその家族を対象とする健康保険や、健康保険に加入していない地域住民を対象とする国民健康保険等があり、1961年以降、すべての国民が何らかの医療保険制度に加入する国民皆保険を堅持している
- 健康保険は、労働者やその家族が、業務外の事由による病気や怪我や死亡または出産に関して保険給付を行うことで、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものである
- 健康保険には、各健康保険組合が行う組合管掌健康保険（約30百万人が加入）と、全国健康保険協会（協会けんぽ）が行う協会管掌健康保険（約35百万人が加入）がある（また、自営業者や年金生活者、非正規雇用者等が加入する国民健康保険には、約39百万人が加入している。このほか75歳以上の高齢者等が加入する後期高齢者医療制度、公務員が加入する共済組合がある）（数字は2011（平成23）年3月末時点）

② 適用要件・加入要件・給付の内容等

- 健康保険は、i 製造業・運送業・物品販売業・金融保険業・通信報道業等、一定の業種であり、常時5人以上を雇用する事業所、ii 国、地方公共団体または法人の事業所であって常時従業員を使用する事業所を適用事業所としており、適用事業所に常時使用される者を被保険者と

している

- 適用事業所で働く短時間労働者（パート、アルバイト）も、1日または1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数が、当該事業所で同種の業務に従事する通常の労働者のおおむね4分の3以上であれば、被保険者となる（事業主は加入させる義務がある）
- 保険料は、事業主と労働者が折半で負担する。ただし、組合管掌健康保険においては、規約で定めるところにより、被保険者の負担割合を減少させることができる
- 健康保険の主な給付としては、病気・けがをしたとき、保険医療機関へ被保険者証を持っていけば、一部負担金を支払うことにより、必要な医療を受けることができる療養の給付や、被保険者が病気やけがの療養のために仕事を休み、給料を受けられないときに支給される傷病手当金などが挙げられる

（参照：厚生労働省「我が国の医療保険について」

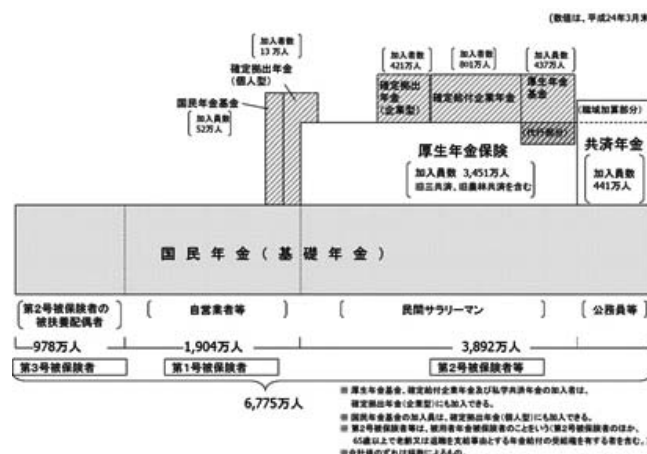
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryohoken/iryohoken01/index.html）

（4）厚生年金

① 年金制度の概要

- 年金は、個人が高齢となって働けなくなったり、病気や怪我等によって身体に障害が発生してしまったり、死亡して遺族が困窮してしまうという事態に際して、保険給付を行い、個人とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度である
- 日本の年金制度は、国民皆年金、社会保険方式、世代間扶養を特徴としている
- 日本の年金制度は、国民年金（基礎年金）を基礎とした3段階建てである。公的年金制度は、全国民共通の定額の国民年金（基礎年金）という「1階部分」と、それに上乗せされる報酬比例の被用者年金（厚生年金、共済年金）という「2階部分」で構成されている。さらには、厚生年金基金や確定給付企業年金などの「3階部分」（企業年金等）の適用を受ける場合もある
- 厚生年金保険に加入している人は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する第2号被保険者に分類され、国民年金の給付である「基礎年金」に加えて、「厚生年金」を受け取ることになる

【日本の年金制度の体系】



（資料出所：厚生労働省 HP「日本の年金制度のあらまし」（<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html>））

② 適用要件・加入要件・給付の内容等

- ・厚生年金の適用事業所は、健康保険と同様である
- ・厚生年金は、①厚生年金法第6条第1項第1号に定める、製造業・運送業・物品販売業・医療保健業・通信報道業等、一定の業種であり、常時5人以上を雇用する個人事業所、②国、地方公共団体または法人の事業所では、強制適用となっている
- ・適用事業所で働く短時間労働者（パート、アルバイト）も、1日または1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、当該事業所で同種の業務に従事する通常の労働者のおおむね4分の3以上であれば、被保険者となる（事業主は、加入させる必要がある）
- ・保険料は、事業主と労働者で折半する
- ・老齢基礎年金は、25年以上の資格期間を有する人が、65歳に達したときに支給される。保険料納付済期間が40年（480か月）ある場合に、満額が支給され、40年に満たない場合には、不足する期間に応じて減額される。老齢厚生年金は、厚生年金の被保険者期間を1か月以上有する人が、国民年金の保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間を25年以上有し、かつ、65歳に到達したときに支給される。ただし、当分の間は60歳以上で一定の要件を満たす人は、65歳に到達するまで「特別支給の老齢厚生年金」が支給される
- ・障害年金（障害基礎年金及び障害厚生年金）は、障害による長期的な稼働能力の減少・喪失を補うものであり、定額の障害基礎年金と報酬比例の障害厚生年金が支給される
- ・遺族年金は、死亡した人の遺族の生活保障を目的とするもので、死亡した稼働者側の要件と遺族の側の要件とで、遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される

（厚生労働省 HP「日本の年金制度のあらまし」(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/index.html>))

2 働く人（若者）への支援制度

(1) ジョブカフェ

- ・ジョブカフェは、正式名称を「若年者のためのワンストップサービスセンター」といい、都道府県が主体的に設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設である。厚生労働省は、都道府県の要望に応じてジョブカフェにハローワークを併設し、職業紹介を行う等、都道府県と連携した支援に取り組んでいる
- ・ジョブカフェは、「ワンストップサービスセンター」という表記が示すように、若者が自分に合った仕事を見つけるための様々なサービスを、1か所で、無料で受けられる
- ・ジョブカフェは、2013（平成25）年1月現在、香川県を除く46都道府県に設置され、地域によっては県庁所在地以外の地域にサテライト（出張所）を開設しているところもある
- ・ジョブカフェでは、各地域の特色を生かした就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介、保護者向けのセミナー等、様々なサービスが提供されている

全国のジョブカフェについては、

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha/jobcafe.html> を参照

(2) わかものハローワーク・わかもの支援コーナー・わかもの支援窓口

- ・わかもの支援コーナーとわかもの支援窓口は、正規雇用を目指すフリーターへの就職支援を専

門的に行う拠点として、厚生労働省が、2012（平成24）年4月から、全国のハローワーク等に計204か所設置したもの

- 設置の目的は、これまでハローワークの一般窓口で実施していた職業相談等を、求職者一人ひとりに専門職員を担当者として充て、一貫して支援することで正規雇用での就職を目指すことにある
- 支援拠点は、複数の専門職員が常駐し、県庁所在地を中心にすべての都道府県に設置された「わかもの支援コーナー」（全国50か所）と、それ以外の市町村に設置する比較的小規模な「わかもの支援窓口」（全国161か所）で、おおむね45歳未満の正規雇用をめざす若年者を対象にしている
- 主な支援内容は、①初回利用時に「プレ相談」を実施し、「正規雇用就職プラン」を作成する（求職者の希望職種やスキル等を基に、個人の状況に応じたプランを作成する）、②担当制による個別の職業相談・紹介、職業指導（就職プランに沿って、担当となった職員が個別にアドバイス・職業紹介をする）、③求職者向け各種セミナーの企画・実施（求職者のスキルアップにつながるセミナーを企画・実施する）
- 2012（平成24）年10月からは、フリーターへの支援体制をより充実するために、東京都・大阪府・愛知県に「わかものハローワーク」が開設された
わかものハローワーク・わかもの支援コーナーの所在地等は、
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jakunen/wakamono/dl/wakamonoshien.pdf

（3）地域若者サポートステーション（サポステ）

- 地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）は、働くことについて様々な悩みを抱えている15～39歳くらいまでの若者が、就労に向かえるよう、多様な支援サービスをしている
- サポステは、厚生労働省からの委託を受けた、全国の若者支援の実績やノウハウをもつ NPO 法人、株式会社、社団法人、財団法人、学校法人などが運営し、全国に116か所（2012（平成24）年度）が設置されている
- サポステでは、①若者支援の専門家（キャリア・コンサルタント等）による、一人ひとりの状態に合わせた相談（キャリア・コンサルタント等の専門家が、若者の総合的な相談を実施するとともに、一人ひとりに合った適切な支援メニューを作成し、相談者のステップアップをフォローする）、②ステップアップのためのプログラム（コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや職業講話、面接訓練など、段階に応じたプログラムを実施し、ステップアップを図る）、③職場見学・職場体験（実際に働いている人がいる場所に行き、その仕事を見て、体験することで、「働く」ことを学ぶ。「働く」ことを意識することを通じ、その後の様々なプログラムや支援から、より高い効果を得ることができる）、④保護者を対象にしたセミナーや個別相談（若者の自立に向けた支援の在り方、若者への接し方、保護者自身の悩みへの相談等に応じる）
サポステの連絡先等は、
http://www.neet-support.net/about/supportstation_4.html を参照

3 職業能力開発

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

- 国（厚生労働省）及び都道府県は、離職者・在職者・学卒者（高校卒業者等）を対象とした職業訓練を実施している
- 離職者訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて、受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練が実施される。受講のあつせんは、離職者訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ②職業訓練を受けるために必要な能力等を有するとハローワークの所長が判断した人に対して行われる
- 離職者訓練は、訓練期間が概ね3か月～1年で、受講料無料（テキスト代等は実費負担）で実施される。訓練は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県の職業能力開発施設内で実施される「施設内訓練」と民間教育訓練機関等に委託して実施される「委託訓練」とがある

(2) 求職者支援訓練

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指すための制度で、2011（平成23）年10月1日からスタートした
- 求職者支援制度の対象者は、雇用保険を受給できない求職者であつて、職業訓練その他の就職支援を行う必要があるとハローワーク所長が認める人である。具体的には、学卒未就職者、雇用保険に加入できなかった人、雇用保険を受給中に再就職できないまま支給を終了した人、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受給できない人、自営業を廃業した人等がいる
- 求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。訓練期間は1コース3か月～6か月であり、原則、無料で受講できる（テキスト代等は自己負担）
- ハローワークの支援指示を受けて、求職者支援訓練等を受講する人が一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当。職業訓練受講手当は月額10万円、通所手当は職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額）が支給される

求職者支援制度の詳細については、

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/dl/kyusyokusya02.pdf

求職者支援訓練の認定コースについては、

<http://nintei.jeed.or.jp/kyushokushien/search/> を参照

メンタルヘルス

1 学生のメンタルヘルス

(1) 最近の就職活動と学生の置かれている状況

- 近年、学生の就職活動の開始時期が早まっているにも拘らず、早期に内定を取れない学生が増加し、就職活動の期間が長くなっている傾向が指摘されている
- そうした状況から、現在の就職活動については、学生が長期間にわたって大きなエネルギーを傾けているにも拘らず、なかなか決まらないという状況の下で「疲弊」しているとされる
- 学生の側からのエントリー件数の増大と企業の側からの選考対象とする母集団の拡大は、結果的に、たくさん集まるがたくさんふり落とされるという状況を拡大させた。その結果、学生は、次から次に企業を訪問してもなかなか内定を取ることができないという状況が発生している
- 学生が多く企業にエントリーするのは、現実の就職・雇用環境の厳しさからくる「不安」ということがある

(参考：日本学術会議「大学教育の分野別質保証の在り方について」2010年7月55頁)

(2) 発達障害

- 発達障害が疑われ、就職活動に支障が生じているような場合は、各地域にある発達障害者支援センター等、必要に応じて専門機関に相談する。発達障害の主な特徴は、次の通りである
- 発達障害は、生まれつき脳の発達が通常と違っているために、幼児のうちから症状が現れるとともに、成長するにつれ、自分自身のもつ不得手な部分に気づき、生きにくさを感じることもある
- 発達障害は、先天的なハンディキャップではなく、一生発達しないものでもない。発達の仕方が通常の子供と違っているが、支援の在り方によって、それがハンディキャップになるかどうかが決まる
- 人は、家庭環境や教育環境等、様々な外的要因に影響を受けながら一生を通して発達していく存在であり、発達障害の人も同様である。発達障害の人にも成長とともに改善されていく課題が多くある。発達障害の人、周囲からの理解と適切なサポートが得られれば、ライフステージのどの時点にあっても改善への道は見つかると思われる
- 発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害、チック障害等が含まれる
- 自閉症スペクトラム障害は、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害を含めたものであり、症状の強さによって、いくつかの診断名に分類されるが、本質的には同じ1つの障害単位だと考えられている。典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴が現れる
- 学習障害は、全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算する等特定の事柄のみがとりわけ難しい状態をいう

(出典：厚生労働省 HP「発達障害」(http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_develop.html))